



2024年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック
代表者名 代表取締役社長 八幡 信孝
(コード番号 1960 スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
(TEL. 03 - 3265 - 6181)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に本日提出いたしました2024年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、3年前の当社決算期である2022年3月期（第75期）に北陸のトンネル照明設備更新工事（以下、「当該工事」といいます。）を請負いましたが、2024年3月期（第77期）決算において工事原価総額見込みを見直したところ、受注当時の見積り漏れ、その後の工事原価増額などにより損失が発生することが認められ、2024年3月期（第77期）第4四半期において損失処理を行いました。本件は工事原価総額の見積り誤りによるものであり、内部統制の不備に該当すると認識し社内調査を行いました。その結果、本件の主たる原因は、当社が過去に経験したことのない管理の難易度の高い工事であったにもかかわらず、当該部署内においてその工事への対応に必要な知見・経験を有している人材を配置しなかったこと、それにより将来の工事原価増加要因となる情報を網羅的に把握して実行予算を作成・見直す体制の整備およびその運用がされていなかったこと、情報を把握しても適時に部署内で共有して実行予算を見直しする運用がなされていなかったことと考えており、内部統制の整備及び運用上の不備と評価しました。

また、会計監査人による監査の過程で、全社的な共用資産の減損判定のための割引前将来キャッシュ・フローの見積り資料について合理性を持った検証ができていないとの指摘を受け、当該共用資産について、割引前将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を証明する資料の収集に努め、減損処理の検討を行なってまいりました。減損損失の判定が遅延した要因として、固定資産の減損に係る会計基準に基づく網羅的・客観的かつ合理的な評価プロセスが整備されていないため、減損の認識要否の判断のために将来キャッシュ・フローの見積りを十分に検討する必要があることに関する意識の欠如、関連する会計基準の理解不足が挙げられ、これは内部統制の整備上の不備に該当すると考えております。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

会計監査人による監査の過程で、当該工事に係る損失は、受注当時の見積り漏れについては当該工事を受注した2022年3月期第2四半期から2024年3月期末までの決算期間にかけて計上する必要があるとの指摘を受け、受注当時の見積り漏れの金額確定のための社内調査を行いました。

併せて、当該工事に類似する案件の網羅性や類似する案件の見積り工事原価総額に誤謬が発生していないかに関する社内調査を実施しました。

これらの社内調査につきましては、当期事業年度の末日後の決算作業中に発見されたものであるためその全ての完了までには至らず、結果当事業年度の末日においての是正が完了しませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

これらの内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、有識者によるより詳細な調査を実施し、是正・改善を図っていくことといたしました。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、2024年6月10日付けの適時開示「第三者調査委員会設置のお知らせ」の通り第三者調査委員会を設置し、上記社内調査に引き続き内部統制の不備に係る調査を行なうとともに、再発防止策を講じて決算プロセスに関する内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保していく所存であります。

また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、2025年（第78期）において適切に処理していく所存であります。

4. 連結財務諸表に与える影響

財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いと判断しております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

監査意見は不表明であります。

以 上